

【HP公開用】

山形地方最低賃金審議会

【第3回】

期 日 令和2年8月7日（金）

場 所 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

令和2年度 山形地方最低賃金審議会（第3回）議事次第

1 開 会

2 議事録署名委員指名

3 議 事

(1) 山形県最低賃金の改正決定について（答申）

(2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(3) その他

4 そ の 他

5 閉 会

資料目次

資料1 令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果（確定値）

1-1 表-1 業種別・規模別の最低賃金未満率

1-2 表-2 令和2年度山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表

資料2 特定（産業別）最賃の改正申出関係

2-1 令和2年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況

2-2 令和2年度特定（産業別）最低賃金の改正の申出書

① 山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金

② 山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

③ 山形県自動車・同附属品製造業最低賃金

③ 山形県自動車整備業最低賃金

資料3 2020年度「特定最低賃金」疎明資料解説（連合山形作成）

表-1 業種別-規模別の最低賃金未満率

《改正前最低賃金額 790円》		計			1～9			10～29			30～99		
		R2	R1	H30	R2	R1	H30	R2	R1	H30	R2	R1	H30
地域別最低賃金対象産業計 (調査母集団数：181,407人)	未満率 (%)	1.8	1.2	1.3	2.5 (2.6)	1.4	1.7	0.4	0.6	1.1	3.7	2.4	0.9
	未満者数 (人)	3,273 (3,281)	2,104	2,454	1,923 (1,925)	948	1,334	345 (351)	496	853	1,005	661	266
製 造 業	未満率 (%)	2.4	2.1	1.8	1.5	2.0	3.2	0.5	1.7	2.4	3.7	2.4	0.9
	未満者数 (人)	1,196 (1,197)	1,067	1,023	113 (114)	152	346	78	255	410	1,005	1,067	266
新聞業，出版業【注2】	未満率 (%)	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/
	未満者数 (人)	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/
卸 売 業 ， 小 売 業	未満率 (%)	1.8	0.5	1.0	3.1	0.8	1.3	0.4	0.3	0.7			
	未満者数 (人)	936	275	594	832	212	410	104	63	184			
宿泊業，飲食サービス業	未満率 (%)	0.6 (0.7)	1.1	1.3	0.8	2.0	1.7	0.4 (0.5)	0	0.7			
	未満者数 (人)	151 (158)	240	326	105	240	246	47 (53)	0	80			
医 療 ， 福 祉	未満率 (%)	1.9	0.7	0.5	3.3	1.5	1.0	0.8	0	0.2			
	未満者数 (人)	442	149	120	333	149	94	109	0	26			
その他のサービス業【注3】	未満率 (%)	1.7	1.4	1.5	3.1	1.3	1.6	0.1	1.4	1.3			
	未満者数 (人)	547 (548)	374	390	540 (541)	196	238	7	177	152			

【注1】未満者数は母集団の中で改正前最賃額（790円）未満の人数。未満率は未満者数の割合。

【注2】新聞業，出版業は令和元年度から調査の対象。

【注3】学術研究，専門・技術サービス業，生活関連サービス業，娯楽業，サービス業（他に分類されないもの）等をいう。

表 - 2 令和2年度山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表

現行時間額	790		(調査母集団	181,407人)	※R2基礎調査より
改正時間額	引上げ額	引上げ率	影響率	影響者数	備考
790円	0円	0.00%	1.80%	3,273人	※=未満率
791円	1円	0.13%	5.30%	9,615人	
792円	2円	0.25%	5.30%	9,615人	
793円	3円	0.38%	5.30%	9,615人	
794円	4円	0.51%	5.35%	9,704人	
795円	5円	0.63%	5.57%	10,108人	
796円	6円	0.76%	5.84%	10,601人	
797円	7円	0.89%	5.85%	10,609人	
798円	8円	1.01%	5.93%	10,765人	
799円	9円	1.14%	5.96%	10,810人	
800円	10円	1.27%	5.97%	10,837人	
801円	11円	1.39%	12.46%	22,605人	
802円	12円	1.52%	12.52%	22,712人	
803円	13円	1.65%	12.53%	22,737人	
804円	14円	1.77%	12.55%	22,769人	
805円	15円	1.90%	12.56%	22,778人	
806円	16円	2.03%	12.65%	22,944人	
807円	17円	2.15%	12.72%	23,075人	
808円	18円	2.28%	12.85%	23,310人	
809円	19円	2.41%	12.86%	23,337人	
810円	20円	2.53%	12.91%	23,420人	
811円	21円	2.66%	13.74%	24,923人	
812円	22円	2.78%	13.84%	25,105人	
813円	23円	2.91%	13.88%	25,171人	
814円	24円	3.04%	14.16%	25,691人	
815円	25円	3.16%	14.26%	25,869人	
816円	26円	3.29%	14.48%	26,260人	
817円	27円	3.42%	14.55%	26,395人	
818円	28円	3.54%	14.62%	26,527人	
819円	29円	3.67%	14.67%	26,617人	
820円	30円	3.80%	14.74%	26,744人	
821円	31円	3.92%	16.23%	29,444人	
822円	32円	4.05%	16.27%	29,519人	
823円	33円	4.18%	16.33%	29,628人	
824円	34円	4.30%	16.39%	29,736人	
825円	35円	4.43%	16.53%	29,995人	
826円	36円	4.56%	16.80%	30,483人	
827円	37円	4.68%	16.86%	30,585人	
828円	38円	4.81%	16.96%	30,758人	
829円	39円	4.94%	17.12%	31,057人	
830円	40円	5.06%	17.21%	31,212人	
831円	41円	5.19%	18.25%	33,101人	
832円	42円	5.32%	18.35%	33,281人	
833円	43円	5.44%	18.42%	33,410人	
834円	44円	5.57%	18.68%	33,892人	
835円	45円	5.70%	18.69%	33,908人	
836円	46円	5.82%	18.77%	34,050人	
837円	47円	5.95%	18.89%	34,271人	
838円	48円	6.08%	18.95%	34,369人	
839円	49円	6.20%	19.02%	34,507人	
840円	50円	6.33%	19.09%	34,635人	

令和2年度 特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況

山形労働局

特定（産業別）最低賃金	申出月日	申出代表者	適用労働者 （人）	合意労働者 （人）	合意労働者 の割合（％）	備 考
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	7月31日	JAM南東北山形県連絡会 会長 金子 浩	2,374	901	38.0%	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	7月31日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 山形地域協議会 議長 柿崎 隆英	15,080	9,261	61.4%	
自動車・同附属品製造業	7月31日	JAM南東北山形県連絡会 会長 金子 浩	4,907	1,921	39.1%	
自動車整備業	7月31日	自動車総連山形地方協議会 議長 佐藤 篤志	3,085	1,705	55.3%	

（注）適用労働者数は、各産業の令和元年12月1日現在の実質的な労働者数。

（注）合意労働者の割合は、小数点以下第2桁で四捨五入。（申出状況報告に同じ）

資料No.2-1

2020年7月21日

山形労働局長
河西直人殿

天童市久野本四丁目15-20
やはぎビル2F-D
JAM南東北山形県連絡会
会長 金子 浩

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業を営む使用者に使用される労働者

2,374 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県におけるポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申出代表者に対する委任書
- (3) 最低賃金改定の決議書



以上

一般産業用機械・装置、真空装置・真空機器製造業

1. それぞれ合意効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における一般産業用機械・装置製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
一般産業用機械・装置製造業 E252, E253, E2596, E2621 の一部、 E2652, E2693 除くもの (E2532 の一部、E2535)	71	2,374人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における一般産業用機械・装置製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	適用労働者数	
労働協約			
労使協定等			
機関決定	9	901人	
個別合意等			
総計	9	901人	

① 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		311人
2		71人
3		78人
4		58人
5		58人
6		20人
7		139人
8		152人
9		14人
	合計	901人

2. 申出代表者に対する委任書（別紙に添付）

2020年7月16日

山形労働局長
河西直人殿

山形市木の実町12-37 大手門パルズ内
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
山形地域協議会
議長 柿崎隆英

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

15,080 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における山形県電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申出代表者に対する委任書
- (3) 労働協約の写し
- (4) 最低賃金改正の必要性の決議書
- (5) 個々の労働者の合意書



以上

電気機械器具製造業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における電気機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	労働者数	備 考
電気機械器具製造業 E28, E29, E30、除くもの (E293, E295, E2973 の一部, E299)	329	15,080	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における電気機械器具製造業の労働者の範囲

総 括 表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備 考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約			
労使協定等	17	3,894人	
機関決定	12	4,783人	
個別合意等	4	584人	
総 計	33	9,261人	

① 賃金の最低額に関する労使協定の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			102人
2			315人
3			451人
4			297人
5			122人
6			316人
7			350人
8			188人
9			182人
10			185人
11			93人
12			90人
13			349人
14			63人
15			60人
16			430人
17			301人
	合 計		3,894人

- ② 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている
場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		118人
2		50人
3		260人
4		76人
5		474人
6		475人
7		250人
8		422人
9		330人
10		571人
11		1,438人
12		319人
13		
14		
15		
16		
	合 計	4,783人

- ③ 改定決定に関する申出について書面をもって合意を行った労働者の内訳

	事業所名	合意を行った労働者数
1		103人
2		94人
3		280人
4		107人
	合 計	584人

2. 申出代表者に対する委任書

(別紙に添付)

2020年7月16日

山形労働局長
河西直人殿

天童市久野本四丁目15-20
やはぎビル2F-D
JAM南東北山形県連絡会
会長 金子 浩

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者

4,907 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 労働協約の写し
- (4) 最低賃金改正の必要性の決議書



以上

自動車・同附属品製造業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
自動車・同附属品製造業 E311	110	4,907人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における自動車・同附属品製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約	2	726人	
労使協定等			
機関決定	8	1,195人	
個別合意等			
総計	10	1,921人	

① 賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	協約適用労働者数	備考
1			535人	
2			191人	
合計			726人	

② 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		128人
2		179人
3		189人
4		149人
5		153人
6		198人
7		115人
8		84人
合計		1,195人

2. 申出代表者に対する委任書

(別紙に添付)

2020年6月10日

山形労働局長
河西直人 殿

宮城県仙台市宮城野区榴丘 4-5-22
宮城野センタービル2F日産労連内
自動車総連山形地方協議会
議長 佐藤篤志

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県自動車整備業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、自動車整備業を営む使用者に使用される労働者

3085 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県自動車整備業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における自動車整備業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 最低賃金改正の必要性の決議書
- (4) 個々の労働者の合意署名



以上

自動車整備業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における自動車整備業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
自動車整備業 R89 (I591 の一部、H43 の一部、 H44 の一部)	1, 006	3, 085 人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における自動車整備業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約			
労使協定等			
機関決定	12	1, 628 人	
個別合意等	11	77 人	
総計	23	1, 705 人	

①労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている

場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		154 人
2		192 人
3		116 人
4		303 人
5		93 人
6		68 人
7		24 人
8		104 人
9		124 人
10		121 人
11		133 人
12		196 人
	合計	1, 628 人

各企業間における最低賃金の疎明資料

I. 一般産業用機械製造業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 製造業 男女計

単位 1,000円

区 分	1,000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	171.6	168.5	155.2
(指 数)	100	98.2	90.4
20～24歳	192.1	180.9	169.7
(指 数)	100	94.2	88.3
25～29歳	215.4	197.2	181.5
(指 数)	100	91.6	84.3
30～34歳	236.7	210.7	192
(指 数)	100	89.0	81.1
35～39歳	260.8	218.8	208.1
(指 数)	100	83.9	79.8
40～44歳	278.7	249.9	214.9
(指 数)	100	89.7	77.1
45～49歳	341	263.4	229.4
(指 数)	100	77.2	67.3
50～54歳	324.5	291.8	230.3
(指 数)	100	89.9	71.0
55～59歳	323.8	280.2	234.2
(指 数)	100	86.5	72.3
60～64歳	248.3	194.4	192.8
(指 数)	100	78.3	77.6

各企業間における最低賃金の疎明資料

Ⅱ. 電子部品・デバイス・電子回路製造業

1. 申し出労働者間における賃金格差（時間額）

単位 円

区 分	A 社	B 社	C 社
時 間 額	1068	940	845
(指 数)	100	88.0	79.1

2. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 電子部品・デバイス・電子回路製造業 男女計

単位1,000円

区 分	1,000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	195.0	192.4	172.0
(指 数)	100	98.7	88.2
20～24歳	204.2	191.8	136.9
(指 数)	100	93.9	67.0
25～29歳	223.4	181.1	164.6
(指 数)	100	81.1	73.7
30～34歳	210.7	242.9	178.5
(指 数)	100	115.3	84.7
35～39歳	244.5	264.6	188.0
(指 数)	100	108.2	76.9
40～44歳	243.4	264.1	240.9
(指 数)	100	108.5	99.0
45～49歳	268.4	262.1	213.2
(指 数)	100	97.7	79.4
50～54歳	310.8	307.6	202.8
(指 数)	100	99.0	65.3
55～59歳	268.2	290.5	212.9
(指 数)	100	108.3	79.4
60～64歳	245.4	243.1	205.0
(指 数)	100	99.1	83.5

各企業間における最低賃金の疎明資料

Ⅲ. 自動車整備業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

サービス業（他に分類されないもの） 男女計

単位1,000円

区 分	1,000人以上	100～999人	10～99人
～19歳 (指 数)	167.5	170.2	159.5
	100	101.6	95.2
20～24歳 (指 数)	177.5	192.7	181.8
	100	108.6	102.4
25～29歳 (指 数)	182.0	189.1	188.3
	100	103.9	103.5
30～34歳 (指 数)	185.0	210.3	184.4
	100	113.7	99.7
35～39歳 (指 数)	182.9	217.6	204.1
	100	119.0	111.6
40～44歳 (指 数)	186.8	230.3	224.2
	100	123.3	120.0
45～49歳 (指 数)	190.3	228.0	244.5
	100	119.8	128.5
50～54歳 (指 数)	183.5	254.5	256.9
	100	138.7	140.0
55～59歳 (指 数)	186.3	214.7	245.7
	100	115.2	131.9
60～64歳 (指 数)	163.9	215.1	224.9
	100	131.2	137.2
65～69歳 (指 数)	163.0	157.0	255.4
	100	96.3	156.7

各企業間における最低賃金の疎明資料

IV. 自動車・同附属品製造業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 製造業 男女計

単位1,000円

区 分	1,000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	171.6	168.5	155.2
(指 数)	100	98.2	90.4
20～24歳	192.1	180.9	169.7
(指 数)	100	94.2	88.3
25～29歳	215.4	197.2	181.5
(指 数)	100	91.6	84.3
30～34歳	236.7	210.7	192
(指 数)	100	89.0	81.1
35～39歳	260.8	218.8	208.1
(指 数)	100	83.9	79.8
40～44歳	278.7	249.9	214.9
(指 数)	100	89.7	77.1
45～49歳	341	263.4	229.4
(指 数)	100	77.2	67.3
50～54歳	324.5	291.8	230.3
(指 数)	100	89.9	71.0
55～59歳	323.8	280.2	234.2
(指 数)	100	86.5	72.3
60～64歳	248.3	194.4	192.8
(指 数)	100	78.3	77.6

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他の特別給与額

表頭分割
01
都道府県
山形
産業
E 製造業

02
山形
E 製造業

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他の特別給与額

Main data table with columns for age groups (男女), years (年齢), wages (現金給与), benefits (賞与), and other special payments (特別給与). Includes sub-headers for '1,000人以上' and '100~999人'.

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

表頭分節
山形
E-2 8.電子部品・デバイス・電子回路製造業

02
山形
E-2 8.電子部品・デバイス・電子回路製造業

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

Main data table with columns for age groups (男女), years (年齢), and various salary metrics (年間賞与, 所定内給与, etc.) across different regions and industries.

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

表頭部分
都道府県
産業
Rサービス業(他に分類されないもの)

表頭部分
Rサービス業(他に分類されないもの)

Main data table with columns for age groups, gender, and various salary metrics (現金給与額, 所定内給与額, etc.) for R service industry.

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

表頭部分
Rサービス業(他に分類されないもの)

Main data table with columns for age groups, gender, and various salary metrics (現金給与額, 所定内給与額, etc.) for R service industry.



令和2年8月7日

山形地方最低賃金審議会
会長 山上 朗 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県最低賃金専門部会
部会長 伊藤 吉明

山形県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月2日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の山形県最低賃金（時間額763円）は、平成30年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙3のとおりである。

山 形 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 793円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和2年10月3日

山形県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 山形県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 763円
- (3) 発効日 平成30年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成30年度
- (3) 生活保護水準（平成30年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,665円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$763 \text{円} (\text{山形県最低賃金}) \times 173.8 (\text{1箇月平均法定労働時間数})$
 $\times 0.818 (\text{可処分所得の総所得に対する比率}) = 108,474 \text{円}$

別紙3

公益代表委員	伊藤吉明	村山永	阿部未央
労働者代表委員	柏木実	金子浩	蒲原清天
使用者代表委員	丹哲人	岩田雅史	原田雅人